

農家の皆さんへ (平成 23 年産稲わらなどの取り扱い)

☎ 農林振興課農業経営係 ☎ 23-7090

◆平成 23 年産米の家畜用飼料への利用について

平成 23 年産の米は、飼料用としても県内全域で出荷自粛が解除になり、玄米（または「もみ米」）を家畜へ給与することが可能となりました。

◆平成 23 年産米ぬかの利用について

玄米を精米した際に生じる「米ぬか」について、検査の結果、大崎市の米から出る米ぬかは、すべての用途に利用できます。

◆平成 23 年産稲わら・もみがらの利用について

平成 23 年産稲わら・もみがらは、県内全域で家畜への給与、家畜用敷料および土壌改良資材等への利用が可能です。

ただし、平成 23 年産もみがらを用いた「もみがらくん炭」については、国から、指示があるまで使用を控えるよう要請されています。（10 月 21 日現在）

指示があるまで使用しないようにお願いします。

◆平成 23 年産大豆の出荷自粛について

宮城県では、平成 23 年産大豆の安全性を確認するため、大豆を作付し出荷・販売している市町村で、放射性物質の調査を実施します。

市内での調査の結果、大豆の安全性が確認できるまで、大豆の出荷・販売・譲渡および贈答をしないようお願いします。（10 月 21 日現在）

調査結果の公表は、12 月上旬を予定しています。

原子力損害賠償

☎ 農林振興課農業経営係 ☎ 23-7090

原子力発電所の事故により生じる原子力損害に関して、**事故との相当因果関係※**が認められるものについては、「原子力損害の賠償に関する法律」に基づき、損害に対して適切な賠償が行われることとなります。

損害賠償に備えて、飼料生産に係る作業日誌や代替飼料等の購入伝票・領収書・家畜の飼養日誌など損害が証明できる資料を保管してください。

また、6 月 13 日に JA 宮城中央会・JA・酪農協等

で構成する「JA グループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策宮城県協議会」が設立され、協議会を通じて東京電力に賠償請求を行うことになっています。

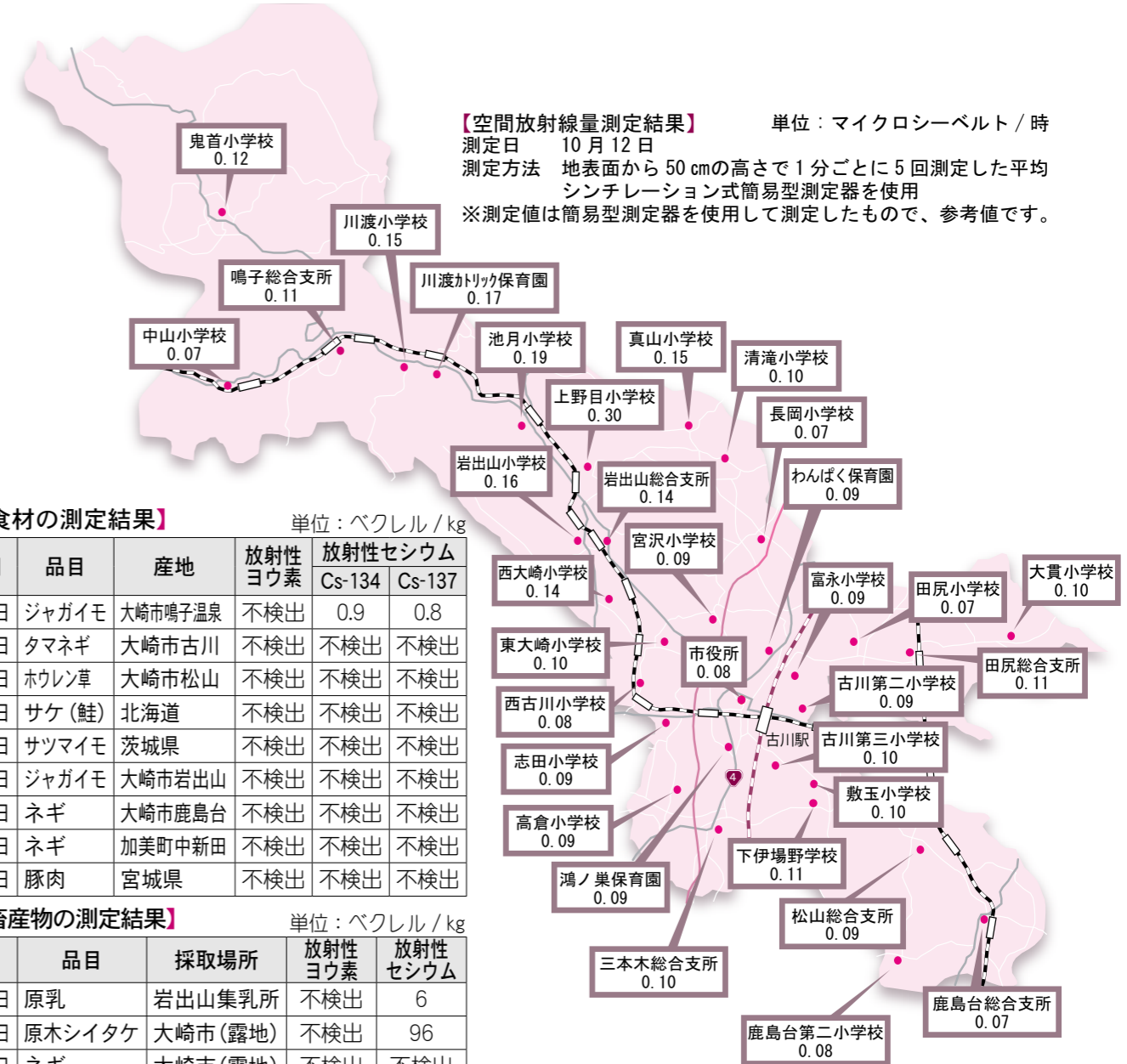
JA、酪農協、出荷組合などの所属する団体にご相談ください。

※事故との相当因果関係とは

社会通念上相当と認められる範囲で因果関係が認められるものとする考え方



放射能に関する情報



【浄水場および下水浄化センターで発生した土】

単位：ベクレル / kg

採取日	検体	採取場所	放射性ヨウ素	放射性セシウム	
				Cs-134	Cs-137
9 月 20 日	浄水場の浄水処理で発生した浄水発生土	青山浄水場	不検出	32	32
		清水浄水場	不検出	不検出	不検出
10 月 14 日	下水浄化センターの下水汚泥	師山浄化センター	不検出	17	20
		岩出山浄化センター	不検出	32	42
		鳴子浄化センター	不検出	52	58
10 月 12 日		一栗農集処理場	不検出	65	95

※汚泥をセメント原料として再利用する場合の基準(100 ベクレル / kg 以下)、汚泥を肥料利用する場合の基準(200 ベクレル / kg 以下)

*食品中に含まれる放射性物質の暫定規制値

放射性物質	食品	暫定規制値
放射性ヨウ素	飲料水	300 ベクレル / kg
	牛乳・乳製品(注)	
	野菜類(根菜、芋類除く)	2,000 ベクレル / kg
	魚介類	
放射性セシウム	飲料水	200 ベクレル / kg
	牛乳・乳製品	
	野菜類	500 ベクレル / kg
	穀類	
	肉・卵・魚・その他	

注：100 ベクレル / kg を超えるものは、乳児用調製粉乳および直接飲用に供する乳に使用しないでください。